

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、その翌日)

第4400号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和47年12月8日 金曜日

目次

- ◇ 告 示 昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算等
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
解除予定の保安林
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- ◇ 告 職業訓練指導員試験の実施
昭和四十七年度林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第五号

昭和四十七年十一月臨時県議会で十一月十八日議決された昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十七年度鳥取県営病院事業会計補正

予算は、次のとおりである。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和47年度鳥取県一般会計補正予算

昭和47年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,379,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,894,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	21,468,178	246,346	21,714,524
5 分り金及び金 分り担		1,547,291	319,650	1,866,941

歳 入	歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
7 国庫支出金	1 分 担 金	2 負 担 金		548,025	236,622	784,647
				999,266	83,028	1,082,294
				23,264,493	2,191,961	25,456,454
13 県 債	1 国庫負担金	2 国庫補助金	3 委 託 金	7,494,711	245,926	7,740,637
				15,626,889	1,944,934	17,571,823
				142,893	1,101	143,994
13 県 債	1 国 債			3,799,000	1,621,900	5,420,900
				66,515,084	4,379,857	70,894,941
合 計						
1 議 会 費	1 議 会 費			252,275	805	253,080
				252,275	805	253,080
2 総 務 費	1 総務管理費			8,318,492	14,686	3,333,178
				2,069,457	8,720	2,078,177
	2 企 画 費			422,938	576	423,514

3 民 生 費	3 徴 税 費	438,847	3,564	442,411
	4 市町村振興費	175,564	203	175,767
	5 選 挙 費	15,007	103	15,110
	6 防 災 費	23,101	385	23,486
	7 統計調査費	100,257	745	101,002
	8 人事委員会費	37,832	182	38,014
	9 監査委員費	35,489	208	35,697
	1 社会福祉費	1,468,662	206,831	1,675,543
	2 児童福祉費	1,719,879	8,157	1,728,036
3 生活保護費	1,155,065	20	1,155,085	
4 衛 生 費		2,744,872	1,876	2,746,748
	1 公衆衛生費	1,069,112	1,028	1,070,140
	2 環境衛生費	173,631	448	174,079
	4 医 薬 費	969,433	400	969,833
5 勞 働 費				
		452,848	1,288	454,136

6	農林水産業費	1 勞 政 費	106,398	262	106,660
		2 職 業 訓 練 費	198,545	919	199,464
		3 失 業 對 策 費	112,307	6	112,313
		4 勞 働 委 員 會 費	35,598	101	35,699
		11,658,455	1,171,898	12,830,353	
7	商 工 費	1 農 業 費	3,715,586	5,842	3,721,428
		2 畜 産 業 費	733,319	1,923	735,242
		3 農 地 費	4,197,152	922,174	5,119,326
		4 林 業 費	2,266,026	186,773	2,452,799
		5 水 産 業 費	746,372	55,186	801,558
		4,645,822	606	4,646,428	
8	土 木 費	1 商 業 費	2,183,759	124	2,183,883
		2 工 鉱 業 費	2,423,741	370	2,424,111
		3 観 光 費	38,322	112	38,434
		16,999,271	2,349,836	19,348,607	

9	警 察 費	1 土 木 管 理 費	164,672	705	165,377
		2 道 路 橋 よう 費	7,889,357	755,414	8,644,771
		3 河 川 海 岸 費	3,848,448	844,666	4,693,114
		4 港 灣 費	923,148	82,254	1,005,402
		5 都 市 計 画 費	3,447,232	610,263	4,057,495
		6 住 宅 費	726,414	56,034	782,448
		3,091,243	16,739	3,108,042	
10	教 育 費	1 警 察 管 理 費	2,687,837	16,739	2,704,636
			15,936,279	132,639	16,068,918
		1 教 育 總 務 費	1,109,900	618	1,110,518
		2 小 学 校 費	5,734,579	61,633	5,796,212
		3 中 学 校 費	3,207,465	25,856	3,233,321
		4 高 等 学 校 費	4,593,815	28,175	4,621,990
		5 特 殊 学 校 費	612,739	12,826	625,565
6 社 会 教 育 費	541,088	3,397	544,485		
7 保 健 体 育 費	136,633	134	136,827		

第2表 債務負担行為補正
追加

11 災害復旧費	1,298,272		474,866		1,773,138	
	1 農林水産施設 災害復旧費	495,576	232,766	728,342		
2 土木施設災害 復旧費	801,689	242,100	1,043,789			
歳出合計	66,515,084	4,379,857	70,894,941			
広域営農団地農道整備事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		38,000			
林道開設事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		12,000			
一般治山事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		32,100			
治山施設災害復旧費	昭和47年度から昭和48年度まで		62,208			
港湾修築事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		152,000			
港湾管理組合費負担金	昭和47年度から昭和48年度まで		50,000			
公営住宅建設事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		148,581			

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	起債の利率 限度額 千円	償還の方法 %	起債の利率 限度額 千円	償還の方法 %
治山費	74,000		117,900	
漁港建設費	48,000		71,600	
道路新設費	19,000		390,100	
河川改良費	695,000		807,100	
海岸保全費	5,000		14,000	
砂防費	215,000		327,000	
港湾建設費	139,000		182,400	
公営住宅建設事業費	237,000		272,000	
治山施設災害復旧費	81,000		105,000	
建設費	227,000		289,000	
港湾災害復旧費	7,000		9,000	
道路費	597,000		701,300	
河川費	253,000		339,200	
海岸保全事業費	41,000		50,000	

身体障害者 施設費	0			51,000	借入金に連 れられてきた たとの全部に てきで、借 入金の一部は 年延しする が、その一部 は都計部を繰 越す。
林道費	0			16,500	同上
土地改良費	0			135,000	同上
構 造 改 良 費	0			18,000	同上
街路事業費	0			29,200	同上
					借入年 度終了後 に繰り延 べた借入 金に利息 を付して 借入年度 終了後に 償還する ものとし て、借入 期間中は 借入年度 終了後に 償還する ものとし て、借入 期間中に は借入額 を延滞し 、借入額 は借入額 に上り、 借入額は 借入額に 上り、借 入額は借 入額に上 り、借入 額は借入 額に上り 、借入額 は借入額 に上り、 借入額は 借入額に 上り、借 入額は借 入額に上 り、借入 額は借入 額に上り

公費	0			300,000	同上	同上	同上	同上
事業費	0			6,600	同上	同上	同上	同上
災害復旧費	0			28,000	同上	同上	同上	同上
計	3,899,000			5,520,900				

昭和47年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和47年度鳥取県営病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入

及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	1,447,782千円	5,547千円	1,453,329千円
第1項 医業収益	1,248,021千円	5,357千円	1,253,378千円
第3項 看護婦養成所収益	23,631千円	190千円	23,821千円
第1款 病院事業費用	1,507,632千円	5,547千円	1,513,179千円
第1項 医業費用	1,443,932千円	5,357千円	1,449,289千円
第3項 看護婦養成所費用	23,631千円	190千円	23,821千円

鳥取県告示第六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
田川整形外科医院	米子市福市一、一六九	昭和四十七年十月三日
本庄整形外科医院	鳥取市西品治六〇八	十一日
キモト歯科診療所	倉吉市昭和町一七八の一	十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一の二	十六日
伊藤 歯科医院	栄町四〇一 本通ビル三階	十一月十五日

鳥取県告示第七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、七二四号	稲 田 裕	昭和四十七年十月十二日
第一、七二五号	清 水 法 男	〃
第一、七二六号	田 中 繁	〃

第一、七二七号	小 酒 浩	〃
第一、七二八号	藤 井 昌 史	〃
第一、七三一号	岡 本 公 男	〃
第一、七三二号	劉 敏 祥	〃
第一、七三三号	飯 塚 保 夫	〃
第一、七三四号	天 工 厚 子	〃
第一、七三五号	深 田 倍 行	〃
第一、七三六号	伊 藤 本	〃
第一、七三七号	秦 正	〃
第一、七三八号	木 田 節 子	〃
第一、七三九号	荒 木 和 代	〃
第一、七四〇号	宮 岡 な お み	〃
第一、七四一号	梶 谷 桂 子	〃

鳥取県告示第千八百号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北三二六二の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行米子西支店 米子市灘町二丁目」を「株式会社山陰合同銀行米子西支店 米子市錦町三丁目」に改める。

鳥取県告示第千十号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行米子駅前支店 米子市東町 株式会社山陰合同銀行米子支店」を
 「株式会社鳥取銀行米子駅前支店 米子市東町 株式会社山陰合同銀行住吉支店 米子市上後藤 株式会社山陰合同銀行米子支店」に、「株式会社扶桑相互銀行駅前支店 鳥取市永楽温泉町 株式会社山陰合同銀行鳥取支店」を
 「株式会社扶桑相互銀行駅前支店 鳥取市永楽温泉町 株式会社山陰合同銀行鳥取支店 株式会社扶桑相互銀行鳥取南支店 鳥取市扇町 株式会社山陰合同銀行鳥取支店」に改める。

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和47年12月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験実施職種
 職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第37条第1項に規定する免許職種のうち溶接科、電子科、自動車整備科、ボイラ科、無線通信科及び事務科並びに1級の技能検定合格者に係る免許職種について行なう。
- 2 受験資格

職業訓練法第62条第1項の1級の技能検定に合格した者及び免許職種ごとにそれぞれ次の表に掲げる資格を有する者

免許職種	資 格
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士
電 子 科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級無線技術士
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、1級二・三輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士
ボイラ科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技工士及び電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）によるボイラー・タービン主任技術者
無線通信科	電波法による第1級無線通信士
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験の合格者

3 欠格者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁治産者又は準禁治産者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の科目

学科試験のうちの指導方法

5 試験の実施期日及び実施場所

昭和48年1月25日(木)

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所第2会議室

6 集合時間及び携行品

集合時間 午前10時

携行品 筆記用具及び受験票

7 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書 1通 (受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。)

イ 履歴書 1通

ウ 戸籍謄本又は戸籍抄本 1通

エ 写真 1枚 (申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のライカ型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)

オ 受験資格を有することを証する書面

(2) 書類の提出先

鳥取市東町1丁目220

鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 書類の受付期間

昭和47年12月11日(月)から昭和48年1月10日(水)まで(郵送の場合には書留郵便とし、受付期間の最終日の消印のあるものは有効とする。)

(4) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料 1,000円

イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。

8 試験の免除

免許職種に関し、他の都道府県の実施した前回の職業訓練指導員試験のうち学科試験に合格した者で、1級若しくは2級の技能検定に合格し、又は2の表の資格の欄に掲げる者に該当するものは、この試験を免除する。ただし、受付期間内に受験申請の手続を行なうこと。この場合、受験手数料は納付を要しない。

9 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和48年2月中旬に鳥取県公報で発表するとともに、合格者に通知する。

10 その他

不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課(電話(鳥取)22-7111内線321)に問い合わせること。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和47年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和47年12月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第28号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者
- (2) 学校教育法により高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学資格検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和48年2月9日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による学校その他これらと同年以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和48年1月6日までに、知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間
昭和47年12月18日から昭和48年1月6日まで(郵送の場合は、昭和48年1月6日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (2) 受験願書の受付場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部造林課
- (3) 試験の日時
筆記試験 昭和48年2月9日9時から
口述試験 昭和48年2月9日13時から
- (4) 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度で、次の項目について行なう。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
- (2) 履歴書 (第3号様式)
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する 職歴証明書 (第4号様式)
- (5) 写真 (最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格 B5)

受験資格認定申請書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることを認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事

殿

記

ふりかな
氏 名
生年月日
本 籍
現 住 所

性別

第2号様式

(日本標準規格 B5)

受験願書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事

殿

記

ふりかな
氏 名
生年月日
本 籍
現 住 所
選択項目

第3号様式

履 歴 書			
ふりか 氏 名		生 年 月 日	性 別
本 籍			
現住所			
学 歴			
卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地	
年 月			
職 歴			
勤務期間	勤務場所	職 名	業 務 内 容
年 月 年 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏 名 ㊟

第4号様式

職 歴 証 明 書	年 月 日 生
職 名	ふりか 氏 名
<p>1 試験研究に従事した期間及び勤務場所</p> <p>2 教育に従事した期間及び勤務場所</p> <p>3 普及指導に従事した期間及び勤務場所</p> <p>上記に相違ないことを証明する。</p>	
年 月 日	
所属長 職 名	氏 名 ㊟